

旧スプリアス無線設備の許認可(再免許を含む)について

一般社団法人 全国船舶無線工事協会

旧スプリアス無線設備^{注1}(27MHzDSB、40MHzDSB、レーダー等)は、新規規則の規定にかかわらず平成34年11月30日まで使用できますが、平成29年11月30日までに免許(再免許を含む。)若しくは予備免許又は無線設備の工事設計書の許可を受ける必要があります。(関連情報:むせんこうじ Vol.199、Vol.500、Vol.510)

総務省の公式説明では、「旧スプリアス無線設備を設置する無線局は、平成29年12月1日以降、再免許を受けることができません。」としていますが、今後、本件についての総務省や全工協からの情報にご注意ください。

注1 旧スプリアス無線設備とは、平成19年11月30日以前に製造された無線設備(符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局を除く。)及び平成24年11月30日以前に製造された航海用レーダーであって、新スプリアスに適合していないもの。

無線設備規則

附則(平成17年8月9日総務省令第119号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年十二月一日から施行する。ただし、第二十四条に次の一項を加える改正規定、第四十九条の九及び第四十九条の十四の改正規定並びに次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 総務大臣は、この省令の施行前においても、この省令による改正後の設備規則(以下「新規規則」という。)別表第三号の2 2 ただし書の規定に基づく告示を定めることができる。この場合において、当該告示に定める無線設備については、新規規則第七条及び別表第三号の2 2 ただし書の規定の適用があるものとする。

第三条 この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許又は登録(以下「免許等」という。)を受けている無線局(符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局を除く。以下同じ。)の無線設備の条件については、新規規則の規定にかかわらず、平成三十四年十一月三十日までは、なお従前の例によることができる。

2 総務大臣は、この省令の施行の日から平成十九年十一月三十日(総務大臣が別に告示する条件に適合する場合については、平成二十九年十一月三十日)までの間に限り、新規規則の規定にかかわら

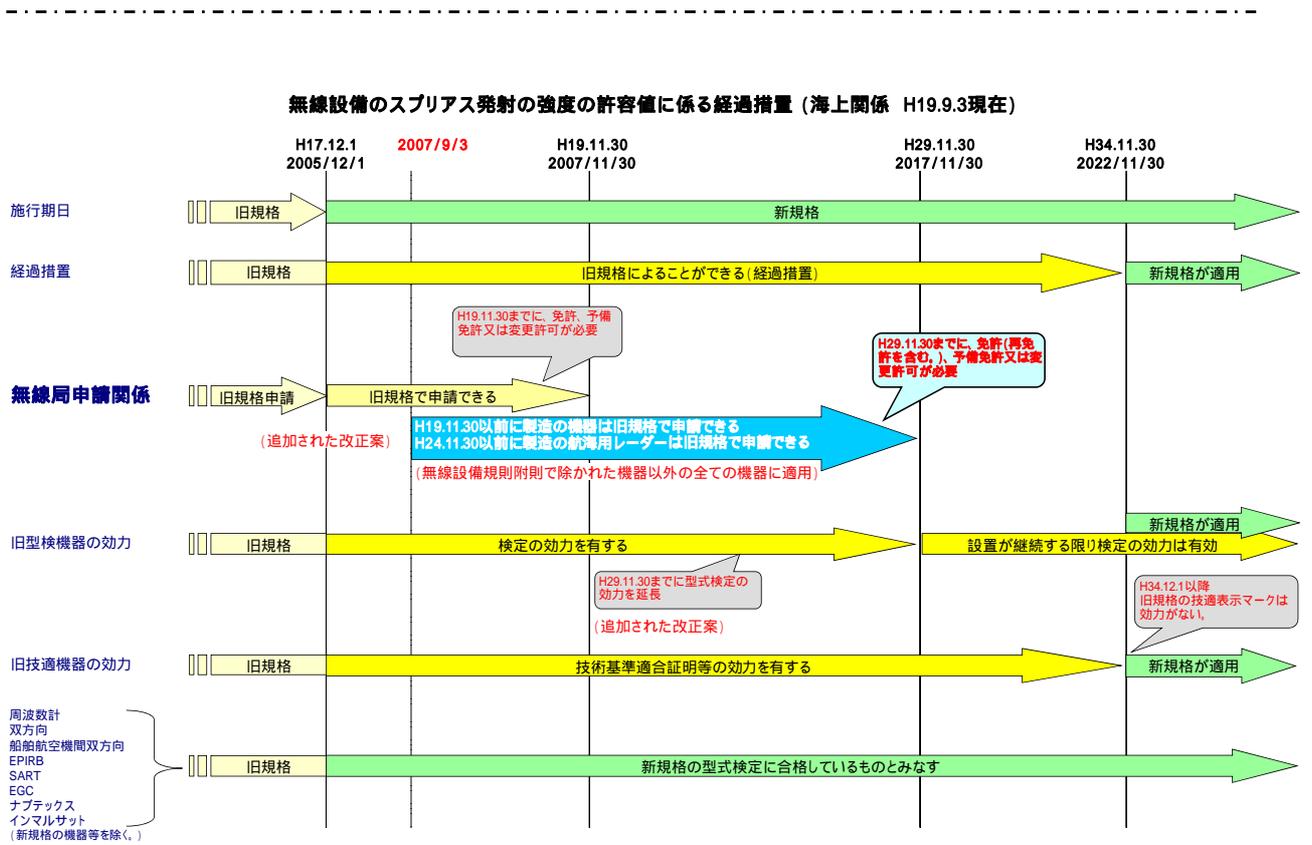
ず、この省令による改正前の設備規則（以下「旧規則」という。）の条件に適合する無線設備を使用する無線局の免許等又は無線設備の工事設計の変更の許可をすることができる。この場合において、当該免許等又は許可を受けた無線局の無線設備の条件については、前項の規定を準用する。

総務省告示第 513 号（平成 19 年 9 月 3 日）

無線設備規則の一部を改正する省令附則第三条第二項の規定に基づく平成二十九年十一月三十日までに限り、無線局の免許等若しくは予備免許又は無線設備の工事設計の変更の許可をすることができる条件

無線設備規則の一部を改正する省令(平成十七年総務省令第百十九号)附則第三条第二項の規定に基づき、平成二十九年十一月三十日までに限り、無線局の免許等若しくは予備免許又は無線設備の工事設計の変更の許可をすることができる条件を次のように定める。

使用する無線設備が平成十九年十一月三十日(設備規則第四十八条に規定するレーダーにあっては、平成二十四年十一月三十日)以前に製造された無線設備であること。



「無線設備のスプリアス発射の強度の許容値に係る経過措置」一覧表は、全工協の PH(船舶局申請書) からダウンロードできます。

(http://www.zkk.or.jp/news/2007/20070903spurious_keikasochi_ichiranVer2.4.pdf)